

# 業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 業務改善助成金を大幅拡充しました

| 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 助成率                                           | 助成の上限額 | 助成対象事業場              |
|----------------|-----------------------------------------------|--------|----------------------|
| 30円以上          | 7/10(※)<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※)) | 50万円   | 事業場内最低賃金が750円未満の事業場  |
| 40円以上          |                                               | 70万円   | 事業場内最低賃金が800円未満の事業場  |
| 60円以上          | 1/2<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)        | 100万円  | 事業場内最低賃金が1000円未満の事業場 |

## さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

| 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 助成率                                           | 助成の上限額 | 助成対象事業場                    |
|----------------|-----------------------------------------------|--------|----------------------------|
| 90円以上          | 7/10(※)<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※)) | 150万円  | 事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場 |
| 120円以上         |                                               | 200万円  |                            |

### 拡充前

| 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 助成率                                    | 助成の上限額 | 助成対象事業場             |
|----------------|----------------------------------------|--------|---------------------|
| 60円以上          | 1/2<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4) | 100万円  | 事業場内最低賃金が800円未満の事業場 |

## 支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$



## 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

## お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい（所在地、電話番号は下表のとおりです）

| 都道府県 | 所在地                         | 電話番号          | 受託団体名             |
|------|-----------------------------|---------------|-------------------|
| 北海道  | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階    | 0120-67-3110  | 北海道中小企業団体中央会      |
| 青森県  | 青森市青柳2丁目2-6                 | 0800-800-8667 | 青森県労働基準協会         |
| 岩手県  | 盛岡市山王町1-1                   | 0120-198-077  | 岩手県社会保険労務士会       |
| 宮城県  | 仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F       | 0120-750-573  | 宮城県社会保険労務士会       |
| 秋田県  | 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階          | 0120-695-783  | 秋田県社会保険労務士会       |
| 山形県  | 山形市七日町三丁目1番9号               | 0800-800-9902 | 山形商工会議所           |
| 福島県  | 福島市御山字三本松19-3               | 0120-541-516  | 福島県社会保険労務士会       |
| 茨城県  | 茨城県水戸市泉町2-2-33              | 0800-800-4864 | 茨城県社会保険労務士会       |
| 栃木県  | 宇都宮市鶴岡町3492-46              | 0120-48-5766  | 栃木県社会保険労務士会       |
| 群馬県  | 高崎市上大須町745-10               | 0120-028-242  | 群馬県労働基準協会         |
| 埼玉県  | さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F号室   | 0120-310-394  | 埼玉県雇用開発協会         |
| 千葉県  | 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305    | 0120-026-210  | 千葉県労働基準協会連合会      |
| 東京都  | 東京都千代田区二番町9-8               | 0120-311-615  | 東京労働基準協会連合会       |
| 神奈川県 | 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業2階      | 0120-641-020  | けいしん神奈川           |
| 新潟県  | 新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F   | 0120-009-229  | 新潟県社会保険労務士会       |
| 富山県  | 富山市総曲輪2-1-3                 | 0120-108-312  | 富山県中小企業団体中央会      |
| 石川県  | 金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2階       | 0120-928-640  | 石川県社会保険労務士会       |
| 福井県  | 福井市二の宮3丁目30番11号             | 0120-747-770  | (株)土蔵労働コンサルタント事務所 |
| 山梨県  | 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階      | 0120-610-882  | 山梨県中小企業団体中央会      |
| 長野県  | 長野市大字中御所字岡田131-10           | 0800-800-3028 | 長野県中小企業団体中央会      |
| 岐阜県  | 岐阜市藪田東2丁目11-11              | 0120-55-4864  | 岐阜県社会保険労務士会       |
| 静岡県  | 静岡市葵区追手町44-1                | 0800-200-5451 | 静岡県中小企業団体中央会      |
| 愛知県  | 名古屋市熱田区三本松町3番9号             | 0120-868-604  | 愛知県社会保険労務士会       |
| 三重県  | 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階        | 0120-331-266  | 三重県経営者協会          |
| 滋賀県  | 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階        | 0120-012-128  | 滋賀県社会保険労務士会       |
| 京都府  | 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階  | 0120-420-825  | 京都府中小企業団体中央会      |
| 大阪府  | 大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル3階     | 0120-939-248  | 大阪府社会保険労務士会       |
| 兵庫県  | 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階 | 0120-340-580  | 兵庫県中小企業団体中央会      |
| 奈良県  | 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館   | 0120-414-811  | 奈良県社会保険労務士会       |
| 和歌山県 | 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働1階    | 0120-731-715  | 和歌山県社会保険労務士協同組合   |
| 鳥取県  | 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階        | 0800-200-0311 | 鳥取県社会保険労務士会       |
| 島根県  | 松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階        | 0120-222-469  | 島根県経営者協会          |
| 岡山県  | 岡山市北区厚生町3-1-15              | 0800-200-8751 | 岡山商工会議所           |
| 広島県  | 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階    | 0120-73-0610  | 広島県社会保険労務士会       |
| 山口県  | 山口市中央4丁目5番16号               | 0800-200-0186 | 山口県中小企業団体中央会      |
| 徳島県  | 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階    | 0120-967-951  | 徳島県社会保険労務士会       |
| 香川県  | 高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階    | 0800-888-4691 | 香川県経営者協会          |
| 愛媛県  | 松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内   | 0120-932-285  | 愛媛県社会保険労務士会       |
| 高知県  | 高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F       | 0120-321-116  | 高知県社会保険労務士会       |
| 福岡県  | 福岡市博多区博多東2-5-28 博多信成ビル301号  | 0120-946-617  | 福岡県社会保険労務士会       |
| 佐賀県  | 佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F        | 0120-603-946  | 佐賀県社会保険労務士会       |
| 長崎県  | 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B          | 0120-460-468  | 長崎県社会保険労務士会       |
| 熊本県  | 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階      | 0120-45-1124  | 熊本県社会保険労務士会       |
| 大分県  | 大分市金池町3丁目1番64号              | 0120-186-331  | 大分県中小企業団体中央会      |
| 宮崎県  | 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階           | 0120-947-485  | 宮崎県社会保険労務士会       |
| 鹿児島県 | 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16           | 0120-898-930  | 鹿児島県労働基準協会        |
| 沖縄県  | 沖縄県那覇市松山2-2-12              | 0120-420-780  | 沖縄県社会保険労務士会       |

## 申請先

業務改善助成金の申請・支給は、都道府県労働局で行っています。  
申請する事業所が所在する地域の労働局の雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>